

## 島根県報

## 島根県報

第一、四二六号

(金曜日)

告示

## 目次

新たに生じた土地の確認及び字の区域の変更

(地方方課) 一  
(高齢者福祉課) 三

介護保険法の規定に基づく指定居宅サービス事業者の指定

(農村整備課) 三  
(森林整備課) 四県営土地改良事業計画の変更  
解除予定保安林(商工企画課) 四  
(高齢者福祉課) 六保安林の指定の解除  
大規模小売店舗立地法の規定による大規模小売店舗に係る事項の変更の届出(二件)(農村整備課) 三  
(森林整備課) 四

特定非営利活動法人の定款の変更の申請に係る書類の縦覧

(薬事衛生課) 六  
(都市計画課) 六

(ただし、右地番は、昭和五十七年六月二十九日現在のものである。)

## 特定調達公告

X線光電子分光分析装置の調達に係る一般競争入札の落札者等

(企業振興課) 六

都市計画変更の図書の縦覧

(都市計画課) 六

## 島根県告示第千二十一号

地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第九条の五第一項及び第一百六十条第一項の規定より、海士町長から次のとおり新たに生じた土地を確認し、字の区域を変更する旨の届出があったので、同法第九条の五第二項及び第二百六十条第二項の規定により告示する。

平成十四年十一月六日

島根県知事 澄田信義

新たに土地が生じた場所	面積	編入先の字
隱岐郡海士町大字知々井三八九番一地先から同大字四一四番一地先の公有水面埋立地	六一三・八三平方メートル	大字知々井
隱岐郡海士町大字知々井四九八番五地先から同大字四一八番地先の公有水面埋立地	六八三・六〇平方メートル	大字知々井

## 島根県告示第千二十二号

地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第一百六十条第一項の規定により、出雲市長から次のとおり町及び字の区域を設定する旨の届出があったので、同条第二項の規定により告示する。

なお、この届出に係る町及び字の区域の設定の効力は、土地区画整理法(昭和二十九年法律第百十九号)第百三條第四項の規定による出雲市西出雲駅南第一土地区画整理事業の換地処分の告示のあった日の翌日から生ずる。

平成十四年十一月六日

一 出雲市西新町（にししんまち） 一丁目に編入する区域

島根県知事 澄田信義

芦渡町	字	地番
知井宮町		
		二四五ーの一、二四五ーの二、二四五ーの三、二四五ーの四、 二四五ーの五、二四五ーの六、二四五ーの七、二四五ーの八、 二四五ーの九、二四五ーの一〇、二四五ーの一、二四五ーの 一二、二四五ーの一四、二四五ーの一五、二四五ーの一六、二 四五ーの一七、二四五ーの一、二四五ーの二、二四五ーの三、 二四五ーの九、二四五ーの一〇、二四五ーの一、二四五ーの 二四五ーの二、二四五ーの三、二四五ーの四、二 四五ーの五、二四五ーの六、二四五ーの七、二四五ーの八、二 四五ーの九、二四五ーの一〇、二四五ーの一、二四五ーの 一、二四五ーの一三、二四五ーの一四

(ただし、右記地番は、平成十四年七月一十九日現在のものである。)  
一 出雲市西新町（にししんまち）二丁目に編入する区域

(ただし、右記地番は、平成十四年七月一十九日現在のものである。)

三出雲市西新町（にし新町）三丁目に編入する区域

町	字	地番
鎌刈		
九八九の四、 ○七〇の二、 ○七二の一、 ○七三の三、 ○七四の一、 ○七四の四、 ○九六の二、 ○五四九の一、 ○五四九の五、 ○五四九の六、 ○五四九の七、 ○五六〇の一、 ○五六〇の二、 ○五六〇の三、 ○五六〇の四、 ○五六〇の五、 ○五六〇の六、 ○五一の三、 ○五一の四、 ○五一の五、 ○五一の六、 ○五一の七、 ○五一の八、 ○五一の九、 ○五一の一、	一〇六九の二、 一〇六九の三、 一〇七〇の一、 一〇七〇の三、 一〇七二の一、 一〇七三の一、 一〇七三の二、 一〇七四の一、 一〇七四の四、 一〇九六の一、 一〇九九の二、 一〇九九の三、 一〇九九の七、 一〇五六〇の二、 一〇五六〇の三、 一〇五六〇の四、 一〇五六〇の五、 一〇五六〇の六、 一〇五六〇の七、 一〇五六〇の八、 一〇五六〇の九、 一〇五一の一〇、 一〇五一の一〇、	一〇八九の四、 一〇八九の二、 一〇八九の三、 一〇七〇の一、 一〇七〇の二、 一〇七〇の三、 一〇七〇の四、 一〇九六の一、 一〇九六の二、 一〇九六の三、 一〇九六の四、 一〇九六の五、 一〇九六の六、 一〇九六の七、 一〇九六の八、 一〇九六の九、 一〇九六の一〇、 一〇九六の一〇、

島根県告示第十二十三号

介護保険法（平成九年法律第二百二十三号）第四十一条第一項の規定に基づき、指定居宅サービス事業者を次のとおり指定したので、同法第七十八条第一号の規定に基づき告示する。

(ただし、右記地番は、平成十四年七月一十九日現在のものである。)

一三八二の七、一三八二の八、一三八二の九、一三八二の一〇、  
一三八二の一、一三八二の一二、一三八二の一三、一三八二  
の一四、一三八二の一五、一三八二の一六、一三八二の一七、  
一三八二の一八、一三八二の一〇、一三八二の一九、一三八二  
の二、一三八二の二三、一三八二の二四、一三八三の一、一  
三八三の二、一三八三の四、一三八五の一、一三八五の四、一  
三八六の一、一三八六の二、一三八六の五、一三八六の六、一  
三八七の一、一三八七の二、一五四二、二五四三、二五四四、  
二五四五

事業者の名称		
特定非営利活動法人ぴあさぽーと宮津	指定した事業	事業所の名称
訪問介護		事業所の所在地
介護派遣センター		指定年月日
松江市内中原町 二四八一三八	平成十四年十一 月二十五日	

宇谷・大原地区を受益地域とする農道事業（県営農林漁業用揮発油税財源身替農道整備事業）の計画を変更したので、同条第六項において準用する同法第八十七条第五項の規定により、次のとおり関係書類を縦覧に供する。

なお、当該事業の利害関係人で当該事業計画の変更に異議のあるものは、縦覧期間満了後十五日以内に申し出られたい。

平成十四年十一月六日

島根県知事 澄田信義

平成十四年十一月六日

島根県知事 澄田信義

島根県知事 澄田信義

一 縦覧に供する書類の名称  
宇谷・大原地区農道事業（県営農林漁業用揮発油税財源身替農道整備事業）変更計画書の写し

二 縦覧の期間  
告示の日から二十一日間

三 縦覧の場所  
木次町役場

#### 島根県告示第千二五号

次の保安林を解除予定保安林としたから、森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十条の二第一項の規定により告示する。

平成十四年十二月六日

島根県知事 澄田信義

一 解除予定保安林の所在場所  
那賀郡弥栄村大字坂一〇六五の六、一〇六五の八、一一四五の六から一一四五の八まで、一一四七の三から一一四七の五まで、一一四九の一〇

二 保安林として指定された目的  
解除予定保安林の所在場所

三 解除の理由  
水源のかん養

#### 島根県告示第千二十七号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第二項の規定による届出があったので、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により次のとおり告示する。なお、この告示に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この告示の日から四月以内に、次のように定めるところにより意見を述べることができる。

平成十四年十一月六日

島根県知事 澄田信義

一 届出の概要

1 大規模小売店舗の名称及び所在地  
ロックショッピングセンター大田 島根県大田市長久町土江字八石六四六一二外

2 大規模小売店舗を設置する者の名称、代表者の氏名及び住所  
ロック開発株式会社 代表取締役 松尾茂和 東京都台東区上野七丁目一四番四号

## 3 変更しようとする事項

荷さばき施設において荷さばきを行なうことができる時間帯  
 (変更前) ジュンテンドー棟 午前六時から午後八時  
 (変更後) ジュンテンドー棟 午前六時から午後十一時

## 4 変更の年月日

平成十四年十一月二十五日

## 二 届出年月日

平成十四年十一月八日

## 三 届出及び添付書類の縦覧場所 大田市商工観光課(大田市大田町ロ一一一)

## 四 意見書の提出先、意見書に記載すべき事項等

## 1 意見書の提出先

松江市殿町一番地 島根県商工労働部商工企画課

## 2 意見書に記載すべき事項

(一) 氏名及び住所(団体にあっては、その名称、代表者氏名及び住所、法人にあってはその名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地)

(二) の記載事項についての公表の意思の有無

(三) 意見書の対象となる大規模小売店舗の名称及び所在地

(四) 意見の内容

## 五 意見を述べる理由

## 3 その他

意見書に記載する氏名は、自署すること。

## 島根県告示第千二十八号

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第六条第一項の規定による届出があったので、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により次のとおり告示する。

なお、この告示に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この告示の日から四月以内に、次のように定めるところにより意見を述べることができる。

平成十四年十一月六日

島根県知事 澄田信義

## 一 届出の概要

1 大規模小売店舗の名称及び所在地  
 ゆめタウン益田 島根県益田市高津町イ一一二八番地一二二外

2 大規模小売店舗を設置する者の名称、代表者の氏名及び住所  
 株式会社ゆめカード 代表取締役社長 高西宏昌 広島県南区京橋町二番三二号

## 3 変更しようとする事項

荷さばき施設において荷さばきを行なうことができる時間帯  
 (変更前) ホームセンター棟 午前六時から午後八時  
 (変更後) ホームセンター棟 午前六時から午後十一時

## 4 変更の年月日

平成十四年十一月二十五日

## 二 届出年月日

平成十四年十一月八日

## 三 届出及び添付書類の縦覧場所 益田市企業誘致・振興課(益田市常盤町一番一号)

## 四 意見書の提出先、意見書に記載すべき事項等

## 1 意見書の提出先

松江市殿町一番地 島根県商工労働部商工企画課

## 2 意見書に記載すべき事項

(一) 氏名及び住所(団体にあっては、その名称、代表者氏名及び住所、法人にあってはその名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地)

(二) の記載事項についての公表の意思の有無

(三) 意見書の対象となる大規模小売店舗の名称及び所在地

(四) 意見の内容

## 五 意見を述べる理由

## 3 その他

意見書に記載する氏名は、自署すること。

**公 告**

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二十五条第四項の規定に基づき定款の変更の認証申請があつたので、同条第五項において準用する第十条第一項の規定により、次のとおり縦覧に供する。

平成十四年十一月六日

島根県知事 澄田信義

一 申請のあつた年月日

平成十四年十一月二十一日

二 申請に係る特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人 あじさい

三 代表者の氏名

武田象吉

四 主たる事務所の所在地

島根県益田市幸町二番三九号

五 定款に記載された目的

この法人は、高齢者に対する、グループケア、デイサービス及び居宅介護支援に関する事業を行ひ、また、高齢者とのふれあいを通して子供への教育支援に関する事業、介護者への介護指導及び健康相談、通所介護で育てた手作り野菜の市場を開催し施設と市民のふれあいの場を提供する事業を行ひ、地域福祉の発展及び地域の活性化に寄与することを目的とする。

六 縦覧に供する書類

変更後の定款

七 縦覧期間

申請書を受理した日から一月間

八 縦覧場所

県政情報センター（県庁南庁舎一階）

クリーニング業法（昭和二十五年法律第二百七号）第七条第一項の規定により平成十四年十一月七日に実施した平成十四年度クリーニング師試験の合格者の受験番号は次のとおりである。

平成十四年十一月六日

島根県知事 澄田信義

一、二、三、四、七、八

都市計画法（昭和四十三年法律第二百号）第二十一条第一項において準用する同法第二十条第一項の規定による都市計画の変更に係る図書の写しの送付を受けたので、同法第二十条第二項において準用する同法第二十条第一項の規定により次のとおり縦覧に供する。

平成十四年十一月六日

島根県知事 澄田信義

一 都市計画の種類

平田都市計画道路

二 縦覧場所

島根県土木部都市計画課

**特 定 調 達 公 告**

次のとおり落札者を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第11条及び物品等又は特定役務の調達手続に係る島根県会計規則の特例を定める規則（平成7年島根県規則第83号）第9条の規定により公示する。

平成14年12月6日

島根県知事 澄田信義

1 物品等の名称及び数量

- |   |   |
|---|---|
| 2 | X線光電子分光分析装置 一式<br>契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地 |
| 3 | 島根県商工労働部企業振興課 島根県松江市殿町 1 番地<br>落札者を決定した日  |
| 4 | 平成14年10月31日<br>落札者の氏名及び住所                 |
| 5 | 日新精器株式会社 広島県広島市南区東雲 2-13-15<br>落札金額       |
| 6 | 62,370,000円<br>契約の相手方を決定した手続              |
| 7 | 一般競争入札<br>特定公告を行った日                       |
|   | 平成14年 9月20日                               |

平成14年12月6日

島根県報

第1,426号(8)

平成十四年十二月六日印刷

毎週火・金曜日発行

発行者

島

根

県

印發行所

松江市学園南町

松島陽根印刷所

定価一箇月  
金一千四百二十円

(送料共)